

はじめよう みんなの市民活動



郡山市

目 次

このガイドブックのねらい、3つのポイント	4
このガイドブックの使い方	5
市民への協働アンケート結果	6

STEP 1 市民活動を知ろう！

市民活動Q & A	8
市民活動団体Q & A	10
いっぱいあります！市民活動	13

コラム①

知っていますか？S D G s（持続可能な開発目標）	14
----------------------------	----

STEP 2 市民活動をしよう！

市民活動をはじめるポイント	16
市民活動に参加しよう！	17
市民活動事例① 町内会	18
市民活動事例② N P O 法人	19
市民活動事例③ 一般社団法人	20
他にもあります！市民活動の形	21

コラム②

日本遺産に認定！未来を拓いた「一本の水路」	22
-----------------------	----

STEP 3 団体を設立しよう！

設立前にやろう！	24
設立しよう！	26
定例的にやろう！	27
レベルアップ！NPO法人になる	28

STEP 4 協働しよう！

協働Q & A	30
行政Q & A	34
協働事例① みほたカフェ＆マーケット	36
協働事例② 特定非営利活動法人しんせい	38
協働事例③ コカ・コーラボトラーズジャパン	40
協働事例④ NPO法人キャリアデザイナーズ	42

コラム③

取り組もう！セーフコミュニティ	43
支援窓口一覧	44
ワークショップ参加者一覧	46
ワークショップ感想一覧	47
ワークショップ実施状況	48
資料編	49

このガイドブックのねらい



人口減少や 2025 年問題など、近年の社会情勢は目まぐるしく変化し、様々な地域課題に対して適切に対応することが求められています。

しかしながら、多様化・複雑化・深刻化する課題を、市、市民、市民活動団体、事業者等が単独で解決することは年々難しくなってきています。

そこで、多様な主体がそれぞれの得意分野や特性を生かして、役割分担をして、ともに考え方協力しながら地域課題に取り組む「**協働**」が求められています。

また、郡山市では 2018 年 3 月に「第二次郡山市協働推進基本計画」を策定し、市民活動の促進と協働意識の醸成を図っておりますが、その実効性を高めるためには、**市民活動や協働について理解を深めること**が重要となります。

そこで、市民の皆さんのが市民活動や協働をするにあたって、**役立つ分かりやすい情報を市民視点で提供**するため、市民の皆さんのが自ら市民活動の取材等を行い、ガイドブック編集に携わりました。

このガイドブックの活用により、市民活動の促進と円滑な協働の推進を図っていきます。



3つのポイント



ポイント1

市民活動や協働を始めていない、または始めてみたけれどよく分からない市民の皆さんのが、**Q & A方式**で基本的なことを学び、スムーズに市民活動や協働を始める際のヒントとなるように作成しています。

ポイント2

市民活動や協働に関する市民の皆さんの理解度や実践レベルに応じて、今後の活動を発展させていく方法が**段階別**に分かるように作成しています。

ポイント3

活動に役立つ実用的なものとして、資料編に団体会則や決算書の記載例などを掲載しています。

このガイドブックの使い方



本書では、市民活動や協働について、大きく4つのステップに分けて掲載しています。皆さんの状況に応じて、ご活用ください。

スタート！

市民活動について

- ・知っている
- ・始めてみたいことがある

いいえ

はい

STEP 1

市民活動を知ろう！（7～13 ページ）

まずは、市民活動サポートセンターに相談してみましょう。（44 ページ参照）
以下の講座等も実施しています。

- ・市民協働まちづくり塾（基礎編）
- ・市民活動交流フェスタ

STEP 2

市民活動をしよう！（15～21 ページ）

①個人で活動する

- ・市民活動サポートセンターに登録することで、各種サポートを受けられます
- ・ボランティア活動をするときは、社会福祉協議会のボランティア保険への加入をご検討ください（45 ページ参照）

②すでにある団体に加入する

- ・市民活動サポートセンターで団体を探せます
- ・市ウェブサイトに市内の NPO 法人の情報を掲載しています

STEP 3

団体を設立しよう！（23～28 ページ）

団体の設立にあたり、以下のことを決める必要があります。

- ・目的
- ・形態
- ・規則・会則
- ・資金
- ・拠点
- ・事業計画
- ・etc…

資料編 (49～54 ページ)

- ・会則
- ・設立総会議事録
- ・収支決算書
- ・etc…

市民活動サポートセンターでは、団体の設立・運営のサポートも行っていますので、ご相談ください。

STEP 4 協働しよう！（29～42 ページ）

市民の皆さんや市民活動団体の方たちが単独では解決できない地域課題や社会課題も、みんなで力を合わせ、それぞれの強みを生かしてともに取り組むことで、解決できことがあります。

市民への協働アンケート結果



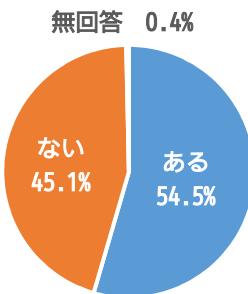
「第二次郡山市協働推進基本計画」の策定に当たり実施した、「『協働のまちづくり』市民等意識調査」のうち、市民の皆さんへの調査結果について紹介します。

○調査期間：2016年8月1～26日

○回答者：844人（①性別：男性298人、女性424人、無回答122人 ②年代別：29歳代以下6.8%、30歳～64歳58.2%、65歳以上32.9%、無回答2.1%）

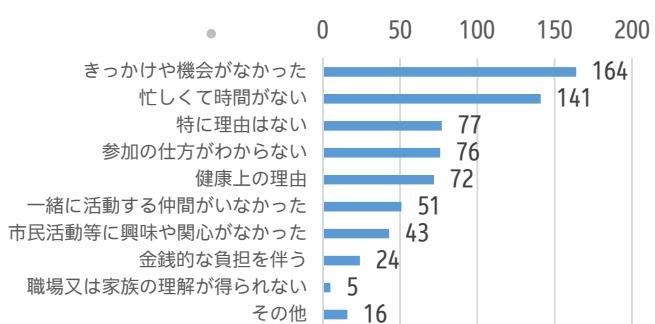
あなたは、地域活動や市民活動に参加したことがありますか？

半数以上の市民の方が地域活動・市民活動に参加したことがありますと分かりました。



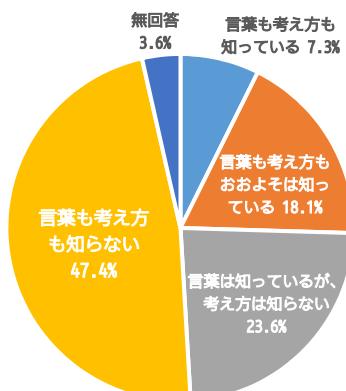
活動に参加しない理由は何ですか？

活動に参加していない市民の方に、その理由を尋ねたところ、「きっかけや機会がない」「忙しくて時間がない」ことが主な理由であることが分かりました。



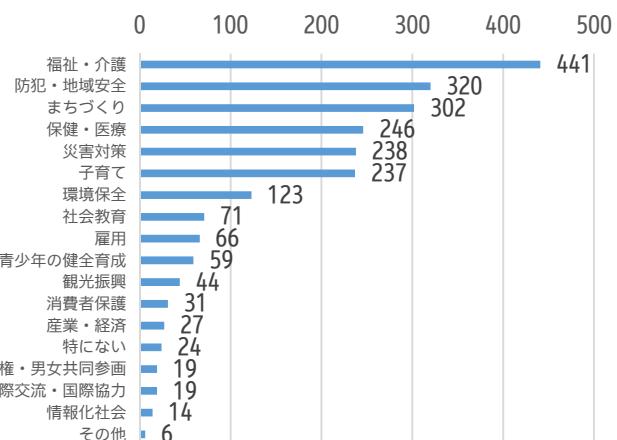
あなたは、「協働」という言葉や考え方について知っていましたか？

「言葉も考え方も知らない」が47.4%で最も多く、「言葉は知っていたが考え方は知らない」と合わせると、71.0%となり、認知度は低い状況にあることが分かりました。



市民と行政が「協働」で取り組むことが必要・有効である分野は何だと思いますか？ (複数回答)

「福祉・介護」が最も多く、次いで「防犯・地域安全」「まちづくり」となっており、市民生活へ直接結びつく分野であることがわかりました。



STEP 1

市民活動を知ろう！



暮らしやすいまちをつくるためには、市民の皆さんのが欠かせません。
そこで、市民活動に関するよくある質問や、どんなことが市民活動なのか具体
例を紹介し、市民活動への理解を深めます。

市民活動 Q & A

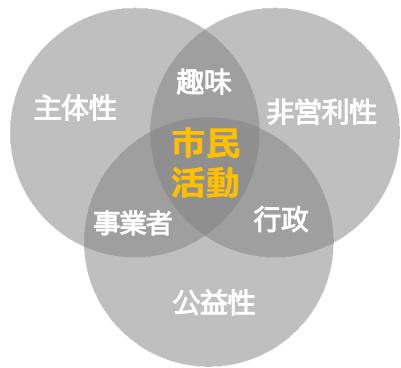
「市民活動」について理解を深めるため、皆さんからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。



そもそも「市民活動」とは？



- ① 自分の意思で（主体性）
 - ② 営利を目的としない（非営利性）
 - ③ 地域が抱える課題や問題に取り組む（公益性）
- もので、継続的な活動を指します。



具体的には、以下のような活動が挙げられます。

皆さんも参加したことがある活動はありませんか？市民活動と聞くと、敷居が高く聞こえますが、難しいことではなく、皆さん自然にやっていることです。（13 ページ参照）



個人でできる活動

- ゴミ拾い
- 公園の草むしり
- 災害ボランティア
- リサイクル活動



地縁によるつながり

- 町内会活動
- 登下校見守り
- 消防団
- 交通安全協会



目的によるつながり

- (NPO 法人、任意団体等)
- 環境保護活動
 - 施設ボランティア
 - 読み聞かせ



どんな人が市民活動をしているの？



市民活動は、年齢や性別、職業などに関わらず、誰でも取り組むことができるものであり、個人でも団体でも活動できます。

皆さんも「こんな町だったらしいな」「こういう社会だと暮らしやすいな」と思ったことがあるのではないでしょうか。そうした気持ちや関心を持つことが、市民活動への第一歩となります。



どのような分野で活動しているの？



市民活動の分野は、団体によって多種多様ですが、特定非営利活動促進法（NPO 法）で規定された以下の 20 の活動分野が目安となります。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 2. 社会教育の推進を図る活動 | 13. 子どもの健全育成を図る活動 |
| 3. まちづくりの推進を図る活動 | 14. 情報化社会の発展を図る活動 |
| 4. 観光の振興を図る活動 | 15. 科学技術の振興を図る活動 |
| 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 16. 経済活動の活性化を図る活動 |
| 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 7. 環境の保全を図る活動 | 18. 消費者の保護を図る活動 |
| 8. 災害救援活動 | 19. 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 9. 地域安全活動 | 20. 上記の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | |
| 11. 国際協力の活動 | |



市民活動が果たす役割は？



少子高齢化をはじめとした社会経済の変化に伴い、私たちは多くの新たな課題に直面しています。フリーター・ニートと呼ばれる若者の増加、高齢者の孤独死、約 800 万人の団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる「2025 年問題」など、地域課題は複雑化、深刻化しています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、一人ひとりが向き合う課題も多岐にわたっています。

こうした状況の中、行政は公平かつ均一的な解決やサービスを基本としていることなどから、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは、新たな課題を解決することが難しい面もあります。

そこで、持続可能なまちづくりのために、**地域の課題やニーズをいち早く捉え、解決に柔軟かつ迅速に取り組むことができる**市民の皆さん、市民活動に取り組むことが期待されています。また、市民の皆さん、自己の経験や能力を生かして、市民活動に取り組むことは、**生きがいや自己実現**にもつながります。

市民活動団体 Q & A

「市民活動団体」について理解を深めるため、皆さんからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。



「市民活動団体」とは？



市民活動を継続的・組織的に取り組む団体のことで、町内会や NPO 法人、一般社団法人などがあります。

「地縁によるつながり」「目的によるつながり」に加えて、法人格の有無により、大きく 4 つに分類することができます。

	地縁によるつながり	目的によるつながり
法人格あり	認可地縁団体（法人格を得た町内会等）	NPO 法人 一般社団法人等
法人格なし	町内会、消防団 地域づくり団体等	任意団体（ボランティア団体等）



市民活動団体は、どんな人たちで構成されているの？



以下の①～③が考えられますが、団体により様々です。



① 役員

(有償 or 無償)



② 職員

(有償 or 無償、専従 or 兼職)



③ ボランティア

(有償 or 無償)

※役員兼務の場合有



NPO とは？



NPO は「Non Profit Organization」の略で、広義の NPO は「非営利団体」を意味します。

狭義の NPO は「非営利で社会貢献活動を行う市民団体」を意味し、NPO 法人だけではなく、任意団体（ボランティア団体など）も NPO に含まれます。

「NPO 法人」は、法人格を持った NPO であり、NPO 法に基づき認証されています。





NPO 法人と任意団体の違いは？



法人格の有無です。任意団体は法人格を持たないので、団体名義での契約や資産の所有ができません。口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をする際などに、**団体名で行うことができず**、不都合が生じる場合があります。

所轄庁の認証を得て法務局で登記をして、「NPO 法人」として法人格が付与されることで、そうした不都合は解消されますが、定期的な**届出や登記などの義務**も発生します。

主な違いは、下表のとおりです。

	NPO 法人	一般社団法人	任意団体
法人格	あり	あり	なし
契約・所有	団体名義	団体名義	個人名義
設立方法	所轄庁(郡山市)の認証を得て、法務局に登記	法務局に登記	自由に設立可
設立に必要な人数	10 人以上	2 人以上	規定なし
設立に必要な費用	なし	約 110,000 円	なし
設立にかかる期間	2 か月程度	2 ~ 3 週間	なし
所轄庁への報告義務	あり	なし	なし
情報公開の義務	あり	なし	なし
郡山市内の団体数 (2023 年 3 月 31 日現在)	148 法人	165 法人	不明 ※市民活動サポートセンターに登録している任意団体… 165 団体



市民活動団体はどうやって探せばいいの？



具体的に市内にどんな市民活動団体があって、それぞれどのような活動をしているか？を知りたいときは、**市民活動サポートセンターにお問い合わせください。**（44 ページ参照）

センターには各団体のチラシ等を配架しているほか、登録団体ごとの情報をファイルにまとめていて、自由に閲覧することができます。

また、ウェブサイトやフェイスブック、メールマガジンでも情報を提供しています。



団体ごとのファイル



こおりやま NPO ウェブガイド

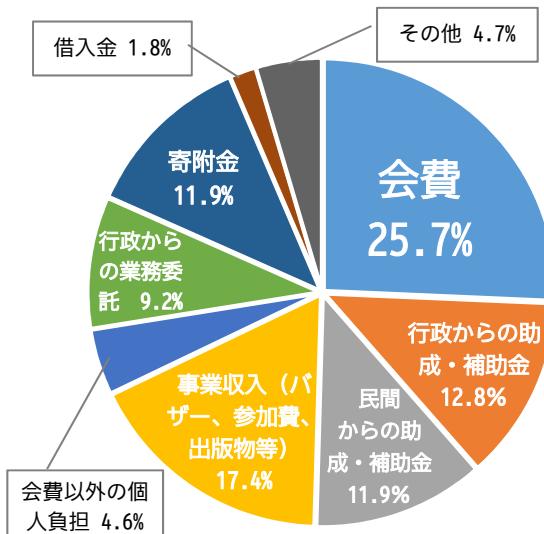


NPO 法人の財源はどうなっているの？



2016 年に実施した「『協働のまちづくり』市民等意識調査」で、市内の NPO 法人に主な財源について伺ったところ、右のグラフのとおりになりました。

約 4 分の 1 の法人が「会費」を主な財源としており、次いで「事業収入」「行政からの助成・補助金」が多くなっているようです。

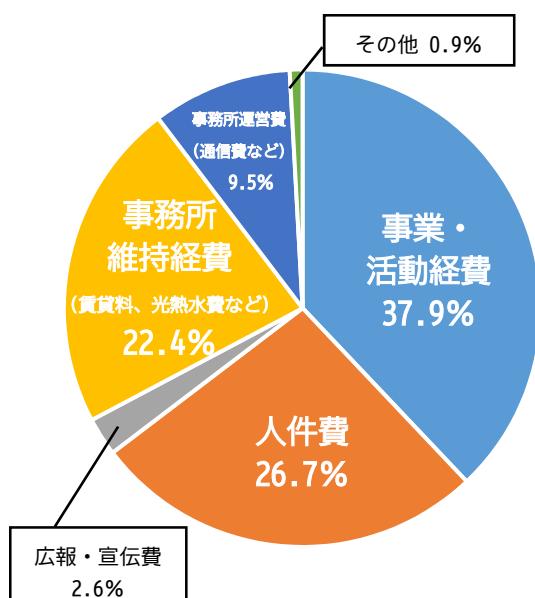


NPO 法人の支出はどうなっているの？



2016 年に実施した「『協働のまちづくり』市民等意識調査」で、市内の NPO 法人に支出の割合が大きい費用について伺ったところ、右のグラフのとおりになりました。

「事業・活動経費」の支出割合が最も多く、次いで「人件費」「事務所維持経費（賃貸料、光熱水費など）」が多くなっているようです。



「非営利」なのに利益をあげてもいいの？



市民活動の要件の一つに、「非営利性」を挙げましたが、ここでいう「非営利」は、利益を上げてはいけないということではなく、**利益を構成員（会員等）で分配しない**ことを意味しています。

利益を活動の継続・拡大に使ったり、従業員に給料を支払うことはできます。



NPO 法人の給料の仕組みは？



NPO 法人のスタッフは、無償で活動を行っていることが多いですが、スタッフに給料を支払っている法人もあります。金額や勤務日数などは、各法人の就労条件によります。資金は、助成金や補助金、事業収入などで得られた運営資金から捻出されます。

いっぱいあります！／市民活動



市民活動は、皆さんの身近なところで行われていたり、自然に取り組んでいるものもあります。ここでは、そうした活動を紹介します。



個人でできる活動

- ゴミ拾い
- 災害ボランティア
- 学校などクラブ活動での指導
- 道路や公園での草むしり
- マイボトル運動
- リサイクル活動



地縁によるつながり

町内会・自治会

- 球技大会
- 敬老会
- ごみ集積所の管理
- リサイクル活動
- 清掃活動
- 登下校の見守り
- 夏祭り
- 防犯パトロール

地域づくり団体

- 自然風土を生かした活動
- 歴史や伝統を生かした活動
- 文化を生かした活動
- 農業・観光など産業を生かした活動

各地域団体

- 社会福祉協議会
- 消防団
- 自主防災組織
- 交通安全協会
- 公園愛護協力会



目的によるつながり

ボランティア団体

- 公園、遊び場などの環境保全
- 施設でのお手伝い
- 在宅の高齢者や障がい者に対する活動
- 一人暮らし高齢者の見守り
- 児童への読み聞かせ
- 子ども食堂

NPO法人

- 保健、医療、福祉
- 環境保全
- 文化、芸術、スポーツ振興
- 人権擁護、平和の推進
- 職業能力の開発、雇用など 20 の活動分野

コラム①

知っていますか？ SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、国連で採択された2016年から2030年までに達成を目指す17の目標です。キーワードは“誰一人取り残さない”。

2019年度には、「SDGs未来都市」として、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う全国31都市が選ばれ、郡山市もその一員として選定されました。

さらに、特に先導的な取組みを目指す10事業が「自治体SDGsモデル事業」として選ばれ、郡山市はそのモデル事業にも選ばれました。オープンデータやICTを活用しながら、「健康」を中心にすべての世代の方が元気に過ごせるまちを目指し、SDGsの取り組みを推進しています。



郡山市のSDGsの取り組み



消費カロリー表示を設置しました！



ペーパーレスを実施しています！



各種連携を強化しています！

健康への取り組みの一つとして、階段の利用促進を目的に市役所の階段に消費カロリーを表示しました。

製紙のための森林伐採が減るとともに、電子化を推進することで、仕事の効率化を図っています。

「こおりやま広域圏」をはじめ、さまざまな分野における関係機関・関係団体との連携を強化しています。

生活で実践できるSDGs



食品ロスの削減



働きやすい環境づくり



移動は自転車・公共交通機関



リサイクルの促進



マイボトルの使用



児童の通学路の安全確保

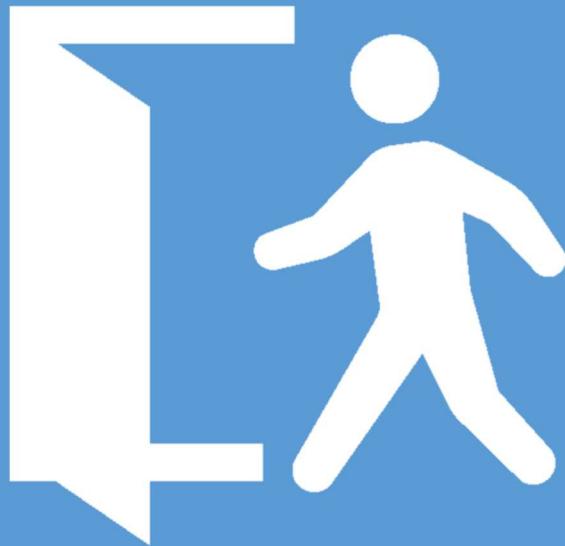
皆さんが課題解決のために取り組む市民活動や協働は、SDGsと深く関わっています。また、一人ひとりがSDGsを実践していくことが重要です。

皆さんの普段の生活や、これからの活動について、SDGsの観点から考えていただき、ともに将来世代のためのまちづくりに取り組みましょう！



STEP 2

市民活動をしよう！



市民活動を「やってみたいけれど始め方が分からない」「始めたものの、うまくいかない」という方も多いのではないでしょうか？

そこで、市民活動をスムーズに始められるよう、市民活動を始めるポイントや市民活動の事例を紹介します。

市民活動をはじめる Point

市民活動に取り組むときの、4つのポイントを紹介します。



① 気軽にできることからやろう！

まずは気軽にできること、負担にならないことから始めてみましょう。自分にできる範囲で、日常生活のささやかなことから、まず一步を踏み出すことが大事です。



② 「良くしたいこと・楽しめること」を発見しよう

活動を始めると、学ぶことや気づくことがたくさんあるはずです。どんなことが課題なのか、気づくことはとても大事です。また、自分自身が楽しんで活動できることを発見することも大切です。そして、どうやったら良くなるのか、自分だったら何ができるか、具体的な方法を考えてみましょう。



③ わからないことは調べてみよう！

気軽にできることから始めてみたけれど、「どうやって活動を広げていけばいいのかわからない」「続けていく上で困ったことがある」といったときは、インターネットや書籍で調べてみましょう。

地域の活動を取り上げた書籍はたくさん発行されていますし、行政や様々な団体からも情報が発信されています。



④ 相談してみよう！支援制度を利用しよう！

調べてもよくわからないとき、困ったときには、相談窓口も利用してみましょう。

市民活動サポートセンターでは、NPO、ボランティア活動に関するなど、様々な相談を受け付けています。また、郡山市では市民活動への支援制度を用意していますので、必要に応じてご活用ください。(44 ページ参照)



市民活動に参加しよう！

皆さんも市民活動に参加してみましょう！
いくつかの事例をピックアップして紹介します。



町内会で活動しよう！

町内会や自治会では、地域の人たちが、親しくなるための祭りや運動会、気持ちよく暮らしていくための清掃活動、安心して暮らすための防災訓練や見守り活動など、さまざまな活動を行っています。

東日本大震災時においては、各地域において、行政と連携した避難所の運営や炊き出しなどが町内会等を中心に展開され、地域コミュニティの大切さが再認識されました。



下龜田自治会の地域交流イベント

NPO法人で活動しよう！

NPO 法人では、福祉や環境保全、子どもの健全育成など、活動分野が 20 に渡るため、多種多様でユニークな活動が展開されています。

特徴としては、自由度が高く柔軟に対応することができるため、きめ細やかなサービスを提供することが可能です。また、活動に対する共感の輪が広がり、日本各地で支援者を増やし、幅広く活動している法人もあります。



みんなのあそび塾によきによきの
「畑のがっこ」

ボランティア活動しよう！

ボランティア活動は、誰かに強制され、義務として行う活動ではありません。どんな小さなきっかけでも、自分自身の「やってみよう」という気持ちを大切にすることから、ボランティア活動が始まります。

そうした時間をなかなかとることができないという方でも、寄附や募金をするなど、ボランティア活動に関わり、支えることもできます。



令和元年東日本台風に係る
災害ボランティア

市民活動事例①

町内会

私たちにとって一番身近な市民活動団体で、地域資源を生かした活動がなされています。
案山子を使ってユニークな活動をしている柴宮町内会を紹介します。



柴宮町内会

柴宮町内会の概要は？

郡山市安積町荒井柴宮地区の町内会で、約 300 世帯が加入しています。

地域の交流を活発にするために、さまざまな活動を展開しています。

運営上の課題は？

課題はやはり、**役員の後継者不足**です。「仕事が忙しい」「パソコンが苦手」などの理由で、次のなり手が見つかりません。

「柴宮案山子祭り」を始めたきっかけは？

田んぼへの感謝と豊作を願うお祭りで町おこしがしたかったのと、町内会同士のつながり不足を解消しようと思い、2007 年度に始めました。毎年 100 点以上の作品が出品されます。

9月上旬から 1 か月間、柴宮小学校南側の農道沿いに展



その後、優秀な作品は、市役所のロビーに展

示するので、皆さんもご覧になったことがあると思います。



開催して良かったことは？

案山子作りを通して、子どもと高齢者の交流が生まれています。コミュニティ形成のきっかけにもなっていると実感しています。

また、近隣の町内会にも案山子祭りに参加してもらうことで、町内会同士の連携が強まっていますね。子どもの見守り活動など、町内会同士の連携は欠かせませんが、**案山子祭りでの交流により、円滑な協力関係ができています**。

案山子はどんな方が出品しますか？

各家庭や地域の関係団体、福祉施設などから出品いただいています。

案山子は、身近な材料で簡単に作れます。どなたでも参加できる「案山子作り講座」も開催しているので、皆さんにも、ぜひ受講して欲しいですね。

今後の目標は？

現在、案山子祭りが取り持つ縁で、茨城県や山形県の市町村との交流が生まれるなど、全国的に繋がりが広まっています。

そうした交流をさらに深め、いずれ「全国案山子サミット」を郡山市で開催したいと思っています。

今後も祭りを通じて、地域の内外の交流の輪を広げていきたいですね。

市民活動事例②

NPO 法人

市内には幅広い分野で社会貢献活動をしている NPO 法人があります。

「すきま cafe」事業を行っている NPO 法人ビーンズふくしまを紹介します。



**NPO 法人ビーンズふくしま
小林直輝さん**

NPO 法人の概要は？

1999 年に、法人代表と不登校児童の保護者・地域の住民・大学生等で、福島市に任意団体を設立したのが始まりで、2003 年に NPO 法人化しました。郡山市には、西ノ内に拠点があり、スタッフは 15 人程度です。

活動内容は？

社会から孤立しがちな若者の支援を行っています。最初はフリースクールから始まり、現在では就職支援や家庭訪問、居場所づくりなどの事業も実施しています。

「すきま cafe」とは？

高校生のための、家でも学校でもない第 3 の居場所「サードプレイス」として、2018 年 6 月に大町で開始しました。

カフェのように気軽に来て、スタッフと話をしたり、宿題をしたりと、自由に過ごすことができます。



対象を高校生に絞った理由は？

市内には様々な施設やイベントがありますが、高校生のためのものは多くありません。そこで、高校生が息抜きをしたり、自分の思いを出したり、勉強・部活以外の過ごし方ができる居場所が、地域の中に必要だと考えました。

高校生は、大人でもあり、子どもでもあります。**これから社会に出て、自律していこうという大切な時期に、相談や話をする場として利用してもらうため、高校生に絞りました。**

やりがいは？

学生にカフェに来てもらえること自体に、喜びを感じます。また、学生に段々良い変化が見られてくると、「学校や家庭では得られない何かがあるのかな」と、やりがいを感じます。

今後の目標は？

今後も「すきま cafe」を継続して、若者の声や願いを地域の中で実現するお手伝いをしていきたいです。将来的には、地域のサポートを得ながら、「すきま cafe」を学生主体で運営するようにして、学生が社会と繋がるきっかけの場に発展できれば良いですね。

すきま cafe

Information

- 住所…郡山市大町一丁目 15-16（“まちなか広場 Perch”を借用）
- URL…
<http://www.beans-fukushima.or.jp/>



自由に遊べるゲームや本



マスコット「すきま犬」

市民活動事例③

一般社団法人

近年、任意団体が法人化する際に、選択されるケースが非常に多い形態です。

co-ba koriyama を運営している、一般社団法人グロウイングクラウドを紹介します。



一般社団法人
グロウイングクラウド
代表理事 三部香奈さん

法人の概要は？

2014 年3月に設立した一般社団法人で、主な業務は、コワーキングスペース「co-ba koriyama」の運営です。

活動を始めたきっかけは？

東日本大震災の後に、会計事務所として、地域の役に立ちたいと考えたのがきっかけです。

また、会計事務所は地元の中小企業の皆様が あってのものですが、これから法人の数が減っていくと言われる中、**起業支援や人材育成につながる活動をしたい**と考えました。

「co-ba koriyama」はどんな施設ですか？

2014 年に郡山市で初めてできた「コワーキングスペース」です。

仕切りがないオープンスペースに、起業家の方などが自由に座って仕事ができる場のことで、Wi-Fi や電源はもちろん、コーヒーマシンやキッチン、卓球台などもあります。



平日の夜や週末には落語会やトークショーなどのイベントも開催しています。また、女性や子どもを対象とした講座も開催していて、起業家だけでなく、様々な方に利用していただけます。

利用状況は？

2022 年4月現在、会員は 48 社で、うちコワーキングスペースとして定期的に利用しているのは 20 社程度です。



業種は、IT 関係やコンサルタント、人材関連の方など、様々です。

やっていて良かったことは？

「co-ba koriyama がって良かった」「co-ba koriyama がったから自分はこうして居られる」と利用者の方から感謝していただくことですね。

また、事業を行っていなかったら、出会えなかつたような人とも、多く出会うことができました。刺激を受けますし、モチベーションになっています。

今後の目標は？

一步踏み出す人を応援する場として、co-ba koriyama の運営を続け、「日本一チャレンジを応援するまち」を目指したいと思います。

Information co-ba koriyama

- 住所…郡山市緑町 9-12
- URL…<https://co-ba.net/koriyama/>



他にもあります！ 市民活動の形



18~20 ページで、代表的な市民活動団体の例として、町内会、NPO 法人、一般社団法人をご紹介しましたが、もちろんそれ以外にも様々な団体が幅広い活動をしています。それぞれの活動について、紹介します。



任意団体

任意団体とは、**法人格のない団体**のことをいい、法律上は「権利能力なき社団」と呼ばれています。

また、名前のとおり「任意の団体」なので、役所への届出や報告はもちろん不要です。

クラブ・サークルやボランティア団体、町内会（認可地縁団体を除く）など、同じ目的を持った人が集まれば、簡単に作ることができます。

反面、任意団体は法人格を持たないので、**団体名義での契約や所有ができません**。契約や所有をするには、構成員の個人名義で行う必要があります。

市内の任意団体の例



安積アルプス出逢いプロジェクトが主催する「キャベツ餅 MUSIC LIVE」



みちのく桜の会による福祉施設等でのスコップ三味線の演奏



株式会社

株式会社は、法人格を有する企業形態で、NPO 法人や一般社団法人などの非営利法人と異なり、**営利法人**です。

対外的な活動を通じて得た利益を、株主に分配することを目的に活動しています。

近年は CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 活動として、自社の利益追求だけでなく、より良い社会づくりを目指して、市民活動団体等への助成事業や人材育成、寄附など、**地域貢献活動に取り組む会社が増えています**。協働のパートナーとして、大きな役割を果たしています。

市内の CSR 活動の例



三菱商事復興支援財団によるふくしま逢瀬ワイナリーの建設等



ヨークベニマルによるペップキッズこおりやま土地・建物等の無償貸与

コラム②

日本遺産に認定！未来を拓いた「一本の水路」



「日本遺産」は、文化庁が認定した、**地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー**です。各地域の魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としています。

2016年4月25日には、郡山市と猪苗代町により、『未来を拓いた「一本の水路」～大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代～』が日本遺産として登録されました。

ストーリーの概要

明治維新後、武士の救済と、新産業による近代化を進めるため、大久保利通は、安積地方の開拓に並々ならぬ想いを抱いていました。夢半ばで倒れた彼の想いは、郡山から西の天空にある猪苗代湖より水を引く「安積開拓・安積疏水開さく事業」で実現しました。



奥羽山脈を突き抜ける「一本の水路」は、外国の最新技術の導入、そして、この地域と全国から人、モノ、技を結集し、苦難を乗り越え完成しました。この事業は、猪苗代湖の水を治め、米や鯉など食文化を一層豊かにし、さらには水力発電による紡績等の新たな産業の発展をもたらしました。

未来を拓いた「一本の水路」は、多様性と調和し共生する風土と、開拓者の未来を想う心、その想いが込められた桜とともに、今なおこの地に受け継がれています。



市内の主な日本遺産構成文化財



郡山市開成館



旧福島県尋常中学校本館



開成山公園



安積疏水麓山の飛瀑



郡山市公会堂



大久保神社

安積開拓や安積疏水開さくは、**人々の英知や技術力を結集して成し遂げた協働の先駆け**ともいえる事業であり、当時の人々の未来を想う心が、新しい時代を拓いたといっても過言ではありません。そして、その想いは、今なおこの地に息づいています。

STEP 3

団体を設立しよう！



個人で活動しているうちに、「もっと大きなことにチャレンジしたい」と思うことや、活動に共感した仲間が増えていくことがあります。また、自分がやりたいことをしている団体がないときもあります。

そこで、スムーズに団体を設立できるよう、設立方法を紹介します。

設立前にやろう！

団体を設立する前に、その準備をしっかりすることが大切です。ここでは、設立前にやるべきことを紹介します。

①課題・ニーズを把握しよう！

団体は、地域課題を解決し、また人々のニーズに応えることで、よりよい社会を目指さなければなりません。「自分がこれをやりたいから」といったことだけでなく、いろいろな場に足を運ぶことや、情報を収集することで、地域や社会の課題やニーズを把握しましょう。



②仲間を集めよう！

団体のメンバーが集まつたら、お互いの好きなことや得意なことを共有しましょう。それを生かすことで、活動のやりがいであったり、その団体の強みや特色につながってきます。



③目的を明確にしよう！

その団体が何を目指すのか、どんな地域や社会にしたいのかということは、団体の根幹となるものであり、最重要といえます。地域や社会の課題やニーズ、メンバーの強みなどをもとに、メンバーで話し合い、団体の目的を明確にしましょう。



④形態を決めよう！

団体の形態は、任意団体、NPO 法人、社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社など様々あります。それぞれに特徴があるため、団体の目的等に合わせて、どの形態で活動をするか決めましょう。



⑤役員を決めよう！

団体の代表者ひとつを見ても、会長、理事長、代表など、その名称は様々あります。まずは、役員の種類、名称、人数を決めましょう。また、役員報酬の有無も決めましょう。



⑥規則・会則を定めよう！

規則や会則は、団体の名称や活動目的、活動内容、役員や会員、意思決定の方法など、団体を運営していく上でのルールとなるものです。

規則等を疎かにしてしまい、トラブルが発生することは少なくありません。また、そうしたトラブルを解決することは非常に大変で、団体の運営に支障をきたします。

任意団体であっても規則等を定めましょう。(資料編 50、51 ページ参照)



⑦事業計画を立てよう！

計画を立てるときは、中長期的な視点で考えてみましょう。例えば、長期的に「〇〇を達成する」という計画を立てたら、中期的には「△△を解決する」、そのために今は「××を行う」というように、大きな目標のためには小さな目標を着実に実現することが大切です。また、その目標が数値により把握することが可能なものであれば、具体的な数値により管理しましょう。



⑧予算を立てよう！

設立に必要な資金や、事業計画に基づいた活動を行うときの資金など、どのくらいお金がかかるのか、それをどのように調達するのか、その収支予算を立てましょう。この見通しを立てられずに活動を始めてしまうと、資金が不足し、活動を中止することや、団体の解散にもつながりかねません。



⑨拠点を決めよう！

活動の拠点となる事務所を決めましょう。団体のメンバーの自宅というところもありますが、規模が大きいところであれば、独立した事務所があると便利です。また、活動範囲が広い場合には、複数の事務所を設けることを検討しましょう。



リスクマネジメントも大事です！

活動の中で、参加者がけがをしてしまったり、物を破損してしまったりすることがあると、場合によっては損害賠償責任を問われることもあります。

万が一に備えて、レクリエーション保険やイベント保険など、自分たちの活動に合わせて保険に加入することも必要です。

また、活動によっては、事前に関係機関への申請や届出が必要なものもあります。

「知らなかった」「知識がなかった」では済まされないこともあるので、自分たちの活動に関する正しい知識や技術を積極的に学習するようにしましょう。

設立しよう！

団体を設立する準備ができたら、実際に団体を設立しましょう。
ここでは、設立時にやるべきことを紹介します。

設立総会を開催しよう！

設立前の準備が終わったら、団体のメンバーを集めて、設立総会を開催しましょう。

総会では、以下の事項等を確認してください。

- 議長
- 設立趣旨
- 規則、会則等
- 設立当初の財産
- 本年度・次年度分の事業計画、予算
- 役員
- 入会金、会費
- etc…



議事録を作成しよう！

設立総会が終わったら、議事の内容をまとめた議事録を作成しましょう。その議事録が正確なものであることを証明するため、複数人の自署、押印等があることが望ましいです。その場合には、設立総会の中で、あらかじめ議事録署名人を選出し、承認を得ておきましょう。（資料編 52 ページ参照）

議事録を作成したら、団体のメンバーと共有し、事務所に保管しておきましょう。



活動をはじめよう！

さっそく活動を始めましょう！設立総会で承認された計画や予算にしたがって、活動してください。

活動をしていると、計画通りに上手くいかない時などもあるかと思います。そんな時は、団体のメンバーと話し合ったり、相談窓口でサポートを受けるなどしましょう。



定例的にやろう！

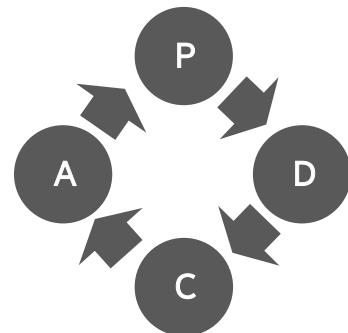
団体を設立した後も、やるべきことはたくさんあります。

ここでは、設立後に定例的にやるべきことを紹介します。

活動を管理しよう！

社会課題の解決を目指して活動を始めたはずが、いつのまにか自己満足の活動になってしまっているケースもあります。

そうしたことが起こらないよう、外部の人の意見を取り入れたり、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）によって常に自分たちの活動を定期的に見直すなど、客観的な視点での評価を心掛けましょう。



活動報告書・決算書を作成しよう！

団体で定める会計年度が終了したら、活動の成果を報告書にまとめましょう。また、どういったお金が入ってきて、何にお金を使ったかが分かるよう、決算書を作成しましょう。（資料編53ページ参照）

活動報告書や決算書は、支援等をしてくれている方々への説明責任を果たすものであるとともに、新たな支援者を増やすために非常に重要なものです。



活動計画書・予算書を作成しよう！

1年間の活動を振り返ると、上手くいったことや課題などが見えてくるかと思います。それらを踏まえて、次年度の活動計画を立てましょう。また、次年度の活動計画や、団体の収支の状況などから、次年度の予算書を作成しましょう。



総会を開催しよう！

年に1回以上は団体のメンバーを集めて、総会を開催するようにしましょう。その際に、活動報告書や決算書、次年度の活動計画や予算書の承認を得てください。その他、必要に応じて臨時の総会を開催するようにしてください。



レベルアップ！NPO 法人になる



任意団体から NPO 法人となり法人格を得ることで、契約行為や所有行為の主体となれることや、事業委託等において資格要件が得られるなど、**活動の発展が期待できます。**

ただし、NPO 法による法定書類の提出など、社会的な責務も発生するため、団体の活動が法人格を得て活動していくべきか、皆さんでよく検討してください。



要件

NPO 法に基づき、以下のような要件を満たすことが必要です。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 営利を目的としないこと（剩余利益を構成員で分配しないこと）
- 宗教、政治活動を主たる目的としないこと
- 社員が 10 人以上であること
- 社員の加入・脱退に関して不当な条件を付さないこと
- 役員として、理事を 3 人以上、監事を 1 人以上置くこと
- 役員報酬を受ける者は役員総数の 3 分の 1 以下であること



手続方法

①設立総会の開催

法人の設立、定款、設立当初の財産、2事業年度分の事業計画書・活動予算書、役員、役員報酬の額、入会金・会費の額 等を議決

②設立認証の申請

法令等で定められた書類を市民・NPO 活動推進課へ提出
(資料編 54 ページ参照)

③公表・縦覧

申請年月日、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、定款に記載された目的を、**市ウェブサイトで公表**

申請書を受理した日から、法定の縦覧書類を**2週間**、市民・NPO 活動推進課において閲覧可能

④審査・決定

縦覧期間が経過した日から 2か月以内に、市民・NPO 活動推進課で審査を行い、認証又は不認証の決定を通知

⑤設立登記

認証を受けたら、認証書が到達してから 2週間以内に、福島法務局で登記を行い、**この登記により正式に法人として成立**

⑥完了届出書の提出

登記完了後、市民・NPO 活動推進課に「設立登記完了届出書」を提出

STEP 4

協働しよう！



一つの組織だけでは十分に成果を出せない地域課題の解決や目標達成のために、協働は有効な手段です。しかし、「やってみたいけれど難しそう」「始めたものの、うまくいかない」という方も多いのではないでしょうか？

そこで、協働に関するよくある質問や、協働事例を紹介し、協働への理解を深めます。

協働 Q & A

「協働」について理解を深めるため、皆さんからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。

Q

「協働」とは？

A

一般的に、市民、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの得意分野や特性を生かし、役割分担をして、ともに考え方協力し合いながら**公共的な課題解決**に取り組むことを意味します。協働は、課題解決の**手段**であり、暮らしやすいまちをつくるためには欠かせません。協働というと、これまででは「市民等と市（行政）の協働」が中心でしたが、近年では、「市民間の協働」の取り組みも増えてきています。



Q

「共同」「協同」とは何が違うの？

A

- 協働…同じ目的のために、各々の特性を生かし、対等の立場で協力して働くこと
- 共同…同等の立場や資格を持つ者同士が、共に取り組むこと
(例：共同トイレ、共同墓地、共同浴場など)
- 協同…同じ目的のために、複数の団体等が、役割分担の上、協力して取り組むこと
(例：○○協同組合など)

「共同」は、必ずしも力を合わせるという意味が含まれず、「協同」よりも「協働」のほうが、一緒に取り組むという意味合いが強いです。

Q

どうして協働が必要なの？

A

資金・広報・マンパワー・専門性等の観点から、役割分担をすることにより、単独では実行困難だった課題解決や、課題自体の把握が可能となり、これまで取り組むことができなかったことにチャレンジすることができるようになります。



市民の皆さんと行政が、地域課題の解決のために、協働に取り組むことで、生活の質の向上が期待され、暮らしやすいまちの実現につながります。



どういうときに協働するの？



協働は、それ自体が目的ではありません。あくまでも、市民の皆さんが暮らしやすいまちをつくるための手段のひとつです。事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なもの、市民の皆さんのが独自に行った方が効果的なものもあります。(下表参照)

互いに協議した結果、共通の目的が見出せない、実施手法に合意できない場合は、無理に協働する必要はありません。

まずはその事業が、協働に適するかどうかを、見極めることが重要になります。そして、高い効果が期待できる場合は、積極的に協働しましょう。

		協働の領域				
		市民主体	市民主導	市民&市	市主導	市主体
協働の形態 具体例	市民等の責任と主体性により独自に行う領域	市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	市民等と市が連携・協力して行う領域	市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域		市の責任と主体性により独自に行う領域
		<ul style="list-style-type: none"> ● 補助・助成 ● 後援 ● 事業協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共催 ● 実行委員会 ● 情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理・委託 ● 政策の意思決定への参加 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動 ● 営利活動 ● 私生活 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化活動 ● 団体補助 	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもまつり ● 市民活動交流フェスタ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の維持・管理 ● 審議会・懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 許認可 ● 税の賦課 ● 行政処分 	



パートナーの見つけ方は？



- 活動に関連する団体の情報を、普段から収集しましょう。(イベントに参加する、ウェブサイトを確認する等々)
- 市民活動サポートセンターで、**条件にマッチした団体を探すお手伝い**をしています。積極的にご活用ください。ウェブサイト等でも情報提供しています。(44 ページ参照)
- 行政や企業をパートナーに考えている場合も、市民活動サポートセンターにご相談ください。



協働する・しないは、どうやって判断すればいい？



協働の手法を用いることにより、**事業効果が上がるかどうかで判断**することになります。主なチェック項目は、次の3つです。

- ① 市民ニーズや公共性のある事業か？
- ② お互いの特性を生かし協働して行うことで、効果が高まる事業か？
- ③ 役割分担ができる事業か？



協働の進め方は？



協働をするときには、以下のステップがあります。また、市民活動サポートセンターでは、協働に必要な情報提供やアドバイスなどを行っています。協働をはじめる前に、ぜひご相談ください。(44ページ参照)

STEP
1

事業の決定

- 事業の目的・目標
- 公益性、効果、ニーズ

STEP
2

相手を選択

- 特性や活動実績、活動目的から適切な相手を選択
- 目的・目標を共有

STEP
3

事業内容・役割分担の決定

- 対等な立場で協議し、情報を共有しながら、お互いの特性を理解し、信頼関係を深める

STEP
4

事業の実施

- 進捗状況や事業に関する情報の共有
- 随時発生する課題や問題に、迅速に対応

STEP
5

事業の評価

- 目的、目標の達成度
- 役割分担、費用対効果



Q 協働を持ちかけたのに、断られてしまったら？



協働する意義や効果を明確に示せていなかったり、熱意の押し付けになったりしていましたか？

事前に課題に関するデータや統計、相手の事業内容や最近の活動を調べ、互いがどのように力を発揮して協働すれば課題解決につながるのか、ある程度事業内容を考えておくことも必要です。



Q 費用はだれが負担するの？



協働事業の内容にもよりますが、**協働のパートナーと話し合いによって決定**します。例えば、収益を伴う協働事業であれば、その収益を活動費用に充てることが考えられますし、そもそも活動をするための補助金を支出するといった形での協働もあります。



協働事業を始める前に、必ず費用の負担割合を明確にしておきましょう。

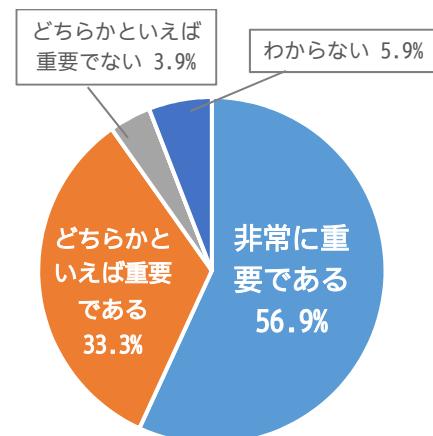


Q NPO 法人などは行政との協働を重要視している？



2016 年に実施した「『協働のまちづくり』市民等意識調査」で、市内の NPO 法人行政と NPO との連携・協働についてどう思うか伺ったところ、右のグラフの通りになりました。

「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」を合わせると、**9割の NPO 法人が重要と考えている**ことが分かります。



Q 協働が必要とされている郡山市の課題は？



子育て支援、高齢者の介護支援などの**地域ごとのきめ細かい対応が必要な領域**や、防犯・防災、環境美化などの**地域コミュニティとの連携が必要な領域**で、特に協働が必要とされています。



また、**セーフコミュニティ活動の推進**には、町内会をはじめとする市民活動団体、事業者、関係機関、市（行政）等の協働が欠かせません。（35、43 ページ参照）

行政 Q & A

協働のパートナーである行政の特徴について理解を深めるため、皆さんからよく寄せられる質問を紹介します。



どうして事業をすぐにやらないの？



行政の事業決定は、社会情勢の変化や住民の意見、要望等をもとに、問題の背景や将来予測などを踏まえ、事業内容を企画します。企画された事業は、目的の妥当性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業の優先順位が付けられ、最終的な事業決定がなされます。複数の部署や外部団体との調整が必要な事業は、事業決定までに時間がかかることがあります。また、経費を必要とする場合、予算がなければ実施することができません。



予算はどのように決まるの？



行政の予算制度は、地方自治法を始め、関係法令等に細かく規定され、一定期間の始期以前に議会の議決を得なければならない「予算の事前決議の原則」や、各年度ごとの歳出はその年度の歳入を充てなければならない「会計年度独立の原則」など、いくつかの原則があります。

郡山市の場合は、通常、9月から10月に次年度の予算編成方針が示され、各部局において事業計画や社会情勢を踏まえた予算要求をし、調製、査定を経た予算案を市長が3月議会に提案し、議会の議決を得て、初めて予算として成立します。



郡山市は「協働」をどのように進めているの？



市では、協働のまちづくりの基本原則などを定めた「郡山市協働のまちづくり推進条例」を2010年7月に施行しました。

2018年3月には、「誰もが地域で輝く市民総活躍のまち」をあるべき将来像（基本目標）とする、「第二次郡山市協働推進基本計画」を策定し、その実現を目指した取り組みを進めています。





協働で取り組んでいる事業は？



市では、協働により様々な取り組みを行っています。一例として、安全安心なまちづくりにつながる「セーフコミュニティ」と、ICTを活用した「ココナビこおりやま」を紹介します。

セーフコミュニティ

WHO（世界保健機関）が推奨する「けがや事故の予防活動」の認証制度で、郡山市は、2018年2月2日に取得しました。（日本で15番目、福島県内では初）



「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域で活動する団体や市民をはじめ、関係機関、市（行政）などによる「協働」と、地域の実情を客観的に分析するための「データ」をキーワードとして、けがや事故の予防に取り組んでいます。

ココナビこおりやま

「FixMyStreetJapan」



道路の破損や防犯灯の故障など、地域の問題を市民の皆さんが出で、スマートフォンなどで、現場の写真を撮影・投稿し、市役所に情報を寄せていただくシステムです。

アプリストアで
ダウンロード可

市民の皆さんからの投稿を確認したら、市が修繕等を行うことで、地域の問題を迅速に解決することができます。



相談窓口はありますか？



市民活動や協働に関する相談窓口はいくつかあります。



例えば、市と協働で事業を実施したいという場合に、「行政と協働で実施すべき事業なのか」「どこが担当部署となるか」などを判断する必要があります。そうしたときは、市民活動サポートセンターにご相談ください。市民の皆さんと行政をつなぐお手伝いをします。

その他、目的に応じて、市民・NPO活動推進課や社会福祉協議会など、関係機関にご相談ください。（44、45ページ参照）



補助制度を知るには？



市ウェブサイトに市民活動団体、町内会・自治会向けの補助制度・助成金等を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/life/1/18/100/>



協働事例①

みほたカフェ & マーケット

市民活動団体×市民活動団体

超高齢社会を迎え、地域でも様々な課題が発生しており、住民がその課題解決に取り組むことは重要です。

三穂田町で地域一体となって住民の交流の場づくりに取り組んでいる「みほたカフェ & マーケット」を取材しました。



みほたカフェ & マーケット

運営協議会

会長 安田茂男さん

「みほたカフェ & マーケット」とは？

地域の住民が集い交流の輪を広げ、三穂田町に住んでいて良かったと思えるような地域づくりを目的に、2017年から事業を始めました。

無料のカフェや地域の農作物等の販売、介護予防やレクリエーションを行う福祉教室などを実施しています。



きっかけは？

三穂田町の高齢者的人口が増加し、市内の地域の中でも認知症の割合が高かったことから、**地域でお互いに支えあうことの必要性**を強く感じていました。

そこで、家に閉じこもりがちな高齢者が気軽に出来かけ、お茶飲みや、楽しく交流できる場を作りたいと考えました。

また、買い物が好きな高齢者が、交通の便が悪く、なかなか街中に行けないことなどから、マーケットに目をつけました。

運営する仲間は？

カフェは、民生委員や保健委員、三穂田地区社会福祉協議会のボランティアの方が接待しています。マーケットは、区長会や商工会を中心となって行っています。福祉教室は、4つの福祉事業所が担当しています。

その他にも、地域団体や行政などに協力していただいている。



みほたカフェ & マーケットってどんなところ？

Information

- 場所…三穂田ふれあいセンター
- ※活動内容が変更となる場合がございます。



カフェで注文



野菜や果物の販売



福祉用具の紹介



みんなで体操！



利用者インタビュー



知り合いにあってお話しできるので、こうした場所があるのは嬉しいです。毎月、開催日を確認して楽しみにしています。是非これからも続けてほしいです。

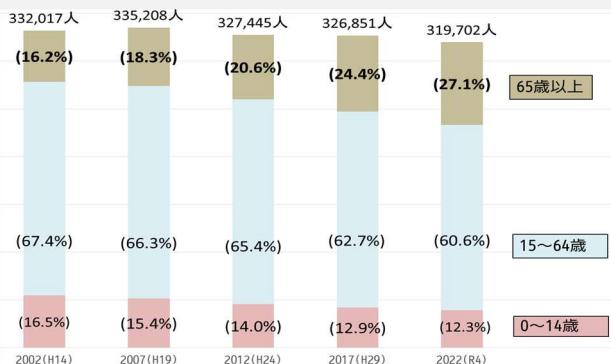
市内の高齢化の状況は？

市内でも高齢化は進んでおり、2022年1月1日現在27.1%と約4人に1人が高齢者となっています。

地区別では、湖南地区が53.4%、熱海地区が43.7%となっており、半数近くが高齢者となっている地域もあります。

高齢者が安心して生活できる地域づくりは喫緊の課題です。

市内の高齢化率（各年1月1日現在）



成功の秘訣は？

区長会や地区社協、福祉関係の組織がしっかりしていることが、大きいと思います。そうしたベースがあって町全体まで広げることができ、皆さん協力してくれています。地元の三穂田の人たちが運営し、お客様が安心して来ることができるところも、成功の要因だと思います。

それぞれの役割は分かれていますが、押し付け合いにならないように、自分たちに何ができるかを、みんなで何度も話し合ってきたことも大きいと思います。

また、輪番制で福祉教室をしたり、人材確保のためにカフェボラといったボランティア制度をつくるなど、負担が偏らないような工夫もしています。

課題は？

それぞれの組織でメンバーが変わっても継続させていくことです。

また、参加者は高齢者が多く、運転ができる

世代ではありません。今は送迎を皆さんに協力していただき運営できていますが、送迎体制を整えることで、お客様がより来やすく、定着すると思います。

今後の目標は？

みほたカフェ＆マーケットが成功しているのは、町の皆さんに協力していただいていることが非常に大きいです。

今後も継続して事業を行うためには、皆さんが自然体で事業に取り組んで運営できることが大事だと思います。

日頃の反省会を踏まえて、また懇親を深めながら、人の気持ちを分かり合って、長く楽しくやっていきたいです。



取材ノート

会長はじめ、皆さんにとても温かく迎えていただきました。主催側、参加者側どちらも「楽しい」「笑顔になる」と話していたのがとても印象に残りました。

各団体に所属する方が活動の中心となっており、多忙な方が多いと思いますが、「やらされている感」がなく、活動に積極的に参加してくれることで、よい結果をもたらしているよ

うに思います。関係者がそれぞれ得意分野を活かして会に携わっており、魅力的な事業になっていました。

事業を進めるにあたり、関係団体と話し合いを重ねて、皆さんが課題と目標をしっかりと共有できていることが、成功の大きな要因になっていると思います。

地域が一致団結したときの地域の力を体感し、改めて地域力の重要性を感じました。

協働事例②

特定非営利活動法人しんせい

市民活動団体×事業者

東日本大震災後、福祉事業所は、仕事がなく利用者への工賃が払えないなど、様々な課題を抱えていました。

今回、震災後に大きなネットワークを築き、福島の復興に取り組んできた「特定非営利活動法人しんせい」を取材しました。



特定非営利活動法人しんせい
理事長 富永 美保さん

法人の概要は？

2013年10月に法人を設立し、現在は就労継続支援B型事業所として活動を行っています。2019年11月現在、スタッフは8名、利用者は25名です。

きっかけは？

震災後、郡山市にも多くの方が避難してきましたが、そうした人たちの中にサポートが必要

な方が多くいました。双葉町からの避難者は、これまで福祉サービスを知らずに生活をしてきた方が一定数いましたが、自分が障がい者であることを受け入れることに抵抗があり、福祉サービスの利用になかなか踏み切れませんでした。

そうした方の活動の場所として、2011年10月に交流サロンしんせいを開所したのが始まりです。

障がい者協働プロジェクトとは？

震災後、福島の障がい者支援を目的に、多くの企業から仕事の注文を受けました。しかし小さな事業所では製造数や納期に限界があるため、仕事がないにも関わらず、注文を断ることが、県内の福祉事業所で繰り返されていました。

そこで、いくつかの福祉事業所で仕事を分け合えば、企業からの大量の注文も受注することができるかもしれないとの思いから、県内の13の福祉事業所が参加する協働の仕事が



障がい者協働プロジェクトの商品

Information

- 場所…郡山市西ノ内一丁目25-2
- インターネットで購入することもできます

しんせい ヤフー 検索



利用者インタビュー



お菓子を作ったり、色々なところでの販売活動などを行っています。年齢を問わずみんな仲が良いのがいいところです。これからも、しんせいでの生活を楽しみたいです。

第1回「ジャパン SDGs アワード」受賞

ジャパン SDGs アワードは、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた企業・団体等の取り組みを促し、オールジャパンの取組を推進するために創設されました。

特定非営利活動法人しんせいは、「誰一人置き去りにしない福島」を目標とした SDGs への取組が評価され、第1回「ジャパン SDGs アワード」SDGs 副本部長賞（内閣官房長官賞）を受賞しました。



(14 ページ参照)

生まれました。

こうした状況のもと、同じ困難を抱えた福祉事業所の課題が、企業やNPO・NGOにつながり、協働の輪が広がっていき、大きなネットワークとなりました。

協働の秘訣は？

同じような困難を抱えていた福祉事業所が、密に連携をとって、しっかりと課題を共有できていたことが大きいと思います。

多くの企業からご支援をいただきましたが、当時は総勢 222 名の仕事をつくりたいということで、多くの受益者がいたというのもサポートのポイントになったと思います。

また、一度信頼が築けると、その信頼が実績となって、次のステップに進むことができました。

課題は？

震災復興をメインに活動していましたが、時間が経つとともに、応援が少なくなりました。

商品を販売してから、売り上げをずっと保っていましたが、2018 年は一気に半減しました。購買者が大きく去っていった部分を、どうリカバリーしていくかが課題です。

今後の目標は？

協働の手法を取り入れながら新しいプロジェクトを立ち上げ、今度は郡山市の皆さん之力を借りて、郡山の地で未来に希望を持てるようなことを始めたいです。

また、自分たちの体制を整えて持続可能な仕組みを郡山市につくった上で、なにかお役に立てるところで、協働のネットワークの一員としてできる限りのことを続けていきたいです。



取材ノート

震災後、企業や地域住民と協働しながら、県内の 13 の福祉事務所が連携して障がい者の方の仕事づくりをしてきた流れや様子が分かりました。

富永理事長は様々な人や企業、団体と連携を大事にしており、ネットワークの強さを感じられました。また、利用者さんが楽しんで仕事をしていて輝いていました。

他に先駆けて SDGs を学び、活動の理念としているなど、先進的に活動されていると思います。地元との協働が、活動の新たな発展に結びつくと感じました。

課題もありますが、課題があるからこそまた新しいチャレンジをして、広がりをみていくのではないかと前向きに感じられました。新しいプロジェクトも立ち上げるとのことでの、今後の活動がとても楽しみです。

協働事例③

コカ・コーラボトラーズジャパン

事業者×市民

企業でも、それぞれの強みを活かして社会貢献や地域貢献に取り組んでいます。

今回、支援型自動販売機により社会貢献をしているコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社郡山支店を取材しました。



**コカ・コーラボトラーズジャパン
株式会社 郡山支店
支店長 八木 啓史郎さん**

会社の概要は？

各地で統合が進み、南東北から九州までのエリアが一つの会社になった、コカ・コーラボトラーズジャパンが2018年1月に発足しました。

基本思想は「地域密着」「顧客起点」です。

支援型自動販売機とは？

自動販売機を通じて、その売り上げの一部を

支援金という形で支援団体に提供しています。

全国で様々な形で取り組んでおり、200種類以上あります。市内でも15種類以上の支援型自動販売機があり、50台以上展開しています。

費用は、自動販売機の電気代のみ設置先の負担で、設置料やオリジナルデザインのラッピングは無料です。

きっかけは？

私たちの考え方のベースに「地域密着」「顧客起点」があり、ただ単にお金を出すのではなく、本業である飲料の製造・販売を通じて社会貢献できないかというCSV（共通価値の創造）の一環として始めました。

地域とつながったり社会貢献するのが難しいところがあった中で、企業と消費者をつなぐツールという発想での取り組みです。

設置するメリットは？

設置台数や設置先との売り上げの取り分の



探してみよう！市内の支援型自動販売機



スペシャルオリンピックス
日本・福島



福島県共同募金会
(赤い羽根)



ふくしま未来づくり
コミュニティ基金



ふくしまファイヤーボンズ

企業における社会課題への取組は？

企業の社会貢献というと、CSR（企業の社会的責任）が基本でしたが、企業が持つ強みを活かし、ビジネスとして社会課題を解決するというCSV（共通価値の創造）が広がっていきました。

最近では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方方が台頭し、持続可能な社会の実現という大きな社会価値を生み出すことが、企業にも求められています。（14 ページ参照）

CSR	<ul style="list-style-type: none">Corporate Social Responsibility企業の社会的責任「経済、環境、社会」各側面の同時実現
CSV	<ul style="list-style-type: none">Creating Shared Value共通価値の創造経営課題が中心
SDGs	<ul style="list-style-type: none">Sustainable Development Goals持続可能な開発目標社会課題が中心

割合などにもよりますが、団体にとって一定の安定した収入源となります。

団体のロゴなどをラッピングし、不特定多数の方が利用する場所に設置すれば、団体の広告塔にもなります。

また、団体を知っていて応援したいが、大きな寄付はできないという方でも、気軽に参加することができます。

反響は？

支援団体からは、会費や寄付が年々集まりにくくなっているような状況で、定期的な収入になるため有難いと非常に喜ばれています。

収入面だけでなく、人とのつながりや、ネットワークの広がりにもプラスαとなっていて、人と人との関係にも役立っているようです。

課題は？

設置先に限界があり、拡大したい気持ちはあります、どうしても頭打ちになり、横ばいになってしまいます。

また電気代は設置先の負担であり、回転率が悪いとお客様に新鮮な飲み物を提供できなくなってしまいます。設置にあたり、コストやフレッシュネスの観点から、適性を見極める必要があります。

今後の目標は？

社会貢献を目的に、今後もこうした取り組みを維持・継続していくことが大事だと思っています。

私たちの色々なネットワークを使い、設置先の拡大のサポートなどを積極的にお手伝いさせていただきながら、今後も地域貢献していきたいです。



取材ノート

八木支店長から何度も『地域密着』『顧客起点』という言葉を伺い、今ここにいる人や地域を本当に大切されているという印象を受けました。「社会貢献」というとハードルが高い言葉かもしれません、「普段、何気なく飲んでいる飲み物を買うこと」が地域のためになっていて、誰でも気軽にアクションできる素晴らしい取り組みだと思います。

売り上げが見込める場所での設置が条件になりますが、ボランタリー型で活動に取り組む団体には、活動資金を獲得する手段の一つとして強力なツールとなると感じました。

寄附額は団体の支援基盤に直結していることから、協働のためには共感が伝わる言葉を吟味し、地域に向けて参加と協力を呼びかけ、支援者や仲間を増やし、活動基盤を充実させていくことが大切な要素だと感じました。

協働事例④

NPO 法人キャリア・デザイナーズ

市民活動団体×行政

市民協働政策提案制度で「地域・高齢者の困りごとのお手伝いを通じた若年無業者の社会参加・自立支援事業」を提案し、採択され、2018 年度に保健福祉総務課と協働で事業を実施した NPO 法人キャリア・デザイナーズを紹介します。



特定非営利活動法人
キャリア・デザイナーズ
のぼる
理事長 深谷 昇さん

法人の概要は？

就労体験やコミュニケーション講座などを通じて、**引きこもりやニートの若者の就労・自立支援**を行っています。2008 年に設立しました。

やりがいは？

親御さんにとって「子どもが家から一步も出ない、部屋で何をしているか分からない」状況は、非常に辛いものです。そうした方に、少しでも力になりたいと思って活動しています。

また、これまで 50 人程度の方が、就労や進学など進路を決めて、私たちの元から巣立っていますが、その後も遊びや仕事の相談で、事務所に顔を出してくれます。そんな繋がりに、やりがいを感じますね。

今回の事業を実施したきっかけは？

地域には、高齢者のみの世帯で、庭仕事などの作業ができなくて困っている方がたくさん

います。一方で、引きこもりやニートなど、社会に居場所がない若者もたくさんいます。

そこで、こうした若者が高齢者宅を訪れて、作業のお手伝いをすることで、高齢者の困りごとを解決するとともに、若者の自己肯定感を高められる事業を考案しました。



実施状況は？

週に 2 回程度実施しています。作業内容は主に、草むしりや庭木の剪定、軽微な力仕事が中心です。

市に求めることは？

市の強みは、やはり信頼性と発信力だと思います。それを生かして、**市民活動団体の活動を後方から支援・応援して欲しい**と思います。

高齢者に安心して利用してもらうためには、町内会の協力が欠かせません。市から町内会に働きかけていただけると、非常に助かりますね。

今後の目標は？

現在の事業を継続して、地域の困りごと解決と、若者の自立支援を続けていきたいと思います。

また、将来的には私たちだけではなく、社会福祉協議会や民生委員、地域の元気な高齢者の方とも連携して、事業を発展できたら理想的ですね。

コラム③

取り組もう！セーフコミュニティ

郡山市では、「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、市民の皆さん、団体、機関、行政などが力を合わせ 「安全・安心に暮らすことができるまちづくり」を目指すセーフコミュニティを推進しています。



セーフコミュニティに取り組むことにより、以下の効果が期待できます。

- ①けがや事故の減少により、市民の誰もが希求する 「安全・安心」 が向上する。
- ②安全・安心への取り組みを通じて、地域住民、関係機関、各種団体、行政が一緒に取り組むことで、 情報や連帯意識を共有できる。
- ③国際基準による安全・安心の取り組みを行う自治体として 地域イメージが向上する。

郡山市のセーフコミュニティの取り組み

「郡山市セーフコミュニティ推進協議会（会長：郡山市長）」を推進母体（43団体で構成）とする 6つ※の分野別対策委員会がセーフコミュニティ活動に取り組んでいます。

※交通安全、子どもの安全、高齢者の安全、自殺予防、防犯、防災・環境安全の6つの分野別対策委員会

市では、セーフコミュニティについて皆さんに広く知っていただくため様々な事業を行っています。



子どもの見守りパトロール



見られていますよ！
防犯ステッカーの配布



セーフコミュニティフェスタ
こおりやま 2020

身边にできるセーフコミュニティ

まずは近所の集まり、ご家族、職場等で話し合ってみましょう！



歩きスマホを
しない



床や階段に
物を置かない



危険個所を
話し合う



防災訓練に
参加する



避難場所を
確認する

支援窓口一覧

①郡山市市民活動サポートセンター



ご相談ください！



市民活動や協働に関する相談を受け付けています。「市民活動を始めたい」「協働したい」「活動しているが悩みがある」など、お気軽にご相談ください。

学習機会を提供します！



初步的なものから、オープンデータの活用、クラウドファンディングの導入といった実践的なものまで、幅広い内容を「市民協働まちづくり塾」で行っています。

団体情報を提供します！



市民活動サポートセンターに登録している団体の情報を、ウェブサイト等で提供しています。また、条件にマッチした団体を探すお手伝いも行っています。

イベントを実施しています！



市民活動等を行う団体、企業、個人が一堂に会し、相互の交流や市民の市民活動参加への意欲を醸成するため、「市民活動交流フェスタ」を行っています。

郡山市市民活動サポートセンター

場 所：市役所西庁舎 3 階

電 話：024-924-3352

メール：ap@utsukushima-npo.jp

受付時間：8:30～17:15

運営受託団体：特定非営利活動法人
うつくしま NPO ネットワーク



ご利用お待ち
しています！



②郡山市市民・NPO活動推進課



市民活動を支援します！

市民活動団体のスタートアップを支援するため、継続的な市民公益活動などの**経費の一部を補助**しています。（上限 20 万円）

- 募集時期：4月～（予算がなくなり次第終了）
- 補助件数：年間 10 件程度



市民公益活動のためにクラウドファンディングを活用して資金を調達する市民活動団体に対し、**クラウドファンディング利用手数料を補助**しています。（上限 20 万円）

- 募集時期：4月～（予算がなくなり次第終了）
- 補助件数：年間 5 件程度

地域で頑張る皆さんを表彰します！

市民の皆さんに行う地域づくりや市民活動で、優れた取り組みを行っている**個人、団体を表彰**する制度です。

自薦・他薦は問いません。どうぞご応募、ご推薦ください。

- 募集時期：7月～
- 表彰件数：例年 10 件程度



安心して活動できる保険があります！

安心して市民公益活動を行えるように、**市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償**する保険です。

- 保険期間：通年
- 補償金額：通院1日 2,000 円など

場所：市役所西庁舎 3 階

電話：024-924-3471 メール：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp



③郡山市社会福祉協議会ボランティアセンター



- ボランティアに関する情報提供・調整・相談
- ボランティア講座・交流会等の開催
- ボランティア保険の加入受付

場所：郡山市朝日一丁目 29-9 郡山市総合福祉センター 1 階

電話：024-924-2968

— ワークショップ 参加者一覧 —



所属 (2019年9月現在)	氏名
郡山市政策開発課	飯村 誠
下龜田自治会	遠藤 教夫
郡山市社会福祉協議会	岡田 裕亮
郡山市市民・NPO活動推進課	熊田 佳恵
NPO法人ビーンズふくしま	小林 直輝
特定非営利活動法人キャリアデザイナーズ	鈴木 隆将
郡山市社会福祉協議会	高橋 杏奈
郡山市市民活動サポートセンター	成澤 直記
株式会社はなひろ	塙 啓之
大成地区文化団体連絡協議会	久野 功
郡山市市民活動サポートセンター	村越 浩

— ワークショップ 感想一覧 —

- 普段の仕事では会うことができない参加者の方や取材先団体の方の意見や考えを直接聞くことができ勉強になりました。この経験を大切にし、市民活動・協働を広げるために自分ができることを考え、行動に移していきたいです。（飯村誠さん）
- 「地縁」によるつながりを行っている立場で参加し、改めて「市民活動」「協働」の重要性を再認識しました。郡山市が実施している地域包括システム“協議体”活動にも繋がっていくかなとも感じました。ありがとうございました。（遠藤教夫さん）
- 今回のワークショップに参加させていただき、「市民活動」「協働」の重要性を改めて考え方直す良いきっかけになりました。また、市民目線のガイドブック作りという経験をさせていただきありがとうございました。（岡田裕亮さん）
- 「自分たちの暮らすまちをより良くしたい」という想いが輪になったとき、大きな力になるということを実感しました。ワークショップの意見交換も大変勉強になりました。取材先・参加者の皆様ありがとうございました。（熊田佳恵さん）
- 改めて様々な方がそれぞれの思い・視点で自分たちの住む地域を考えているのだと実感しました。地域は「人」と「人」との出会いでできています。その出会いを大切にすることが市民活動・協働の一歩だと思います。（小林直輝さん）
- ワークショップに参加して大変勉強になりました。市民活動を行う（始める）ときに、このガイドブックを見直して、地域の様々な方（市民、企業、団体、行政等）と効果的に連携・協働していきたいと思います。（鈴木隆将さん）
- 活動の原点は住んでいる町である地域から、そして少しの勇気が必要です。その少しの勇気が仲間と出会い、活動の輪を広げます。このガイドブックが、幅広い市民活動と生きがい形成に寄与できればうれしいです。（久野功さん）

—— ワークショップの実施状況 ——

第1回ワークショップ

日時：2019年9月8日（日）13：30～16：30

会場：ミューカルがくと館 小ホール

内容：ワークショップの趣旨説明

　　ワークショップ参加者自己紹介

　　グループワーク＆発表

　　「市民活動、協働、行政について疑問に
　　思うこと、知りたいこと」

　　「ガイドブックで取り上げたい協働事例」



第2回ワークショップ

日時：2019年11月30日（土）10：00～12：00

会場：ミューカルがくと館 小ホール

内容：取材結果の発表

　　グループワーク＆発表

　　「ガイドブック（案）への意見、質問」



ファシリテーター

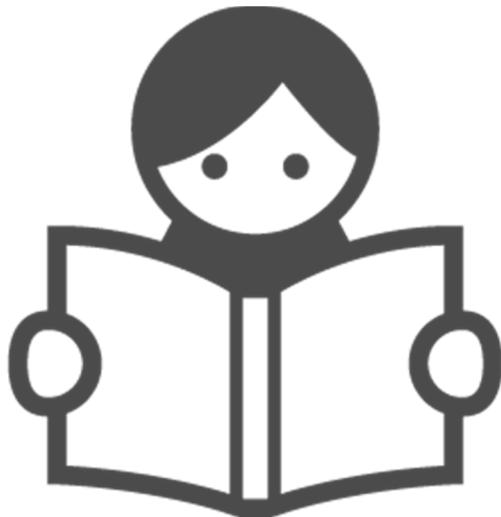
しょうじま たかひろ
庄嶋 孝広 氏（市民社会パートナーズ代表）

2006年市民社会パートナーズを開業し、11年4月から19年3月まで東京都大田区非常勤特別職（地域力連携協働支援員）を兼業した「民間と公務の二刀流」。

PTAやおやじの会、町会や青少年育成、NPOや生涯学習など、地域活動に携わる「チクメン（地区メン）」。

2018年「郡山市職員のための協働ガイドブック」編集ワークショップでもファシリテーターを務めた。

資料編



会則、設立総会議事録、収支決算書の記載例などを紹介します。

会則 記載例

○○○○の会 会則

(名称)

第1条 本会は、○○○○の会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を○○県○○市○○町○○丁目○番○号に置く。

(目的)

第3条 本会は、○○○○に関する事業を行い、○○○○に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動及び事業を行う。

(1) ○○○○○○

(2) ○○○○○○

.....

(会員)

第5条 本会の会員は、次の○種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

.....

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) 庶務 ○人

(4) 会計 ○人

(5) 監事 ○人

2 前項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、本会の事務全般を担当する。

4 会計は、本会の出納事務を担当する。

5 監事は、会の業務執行及び財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第13条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎事業年度〇回開催し、必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(3) 事業報告及び活動決算

(4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(5) 入会金及び会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

4 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(細則)

第17条 この会則の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、本会の成立の日から施行する。

5 本会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、成立の日から〇〇年〇月〇日までとする。

設立総会議事録 記載例

○○○○の会 設立総会議事録

1 日 時 ○○年○○月○○日○時○分から○時○分まで
2 場 所 福島県○○市○○町○丁目○○番地 ○○会館○○会議室
3 出席者数 ○○人
4 審議事項

- (1) 議長選任の件
- (2) 議事録署名人の選任の件
- (3) 設立趣旨に関する件
- (4) 会則に関する件
- (5) 設立当初の財産に関する件
- (6) ○○年度及び○○年度の事業計画並びに活動予算について
- (7) 役員等に関する件
- (8) 入会金及び会費について
- (9) 設立代表者の選任について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長に○○○○が全会一致で選出された。
- (2) 議長より、議事録署名人に○○○○、○○○○を選任したいとの提案があり、承認された。
- (3) ○○○○より、別紙の設立趣旨により○○○○の会を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
- (4) ○○○○より、別紙会則案が提出され、審議の結果、全会一致で承認された。
- (5) 設立当初の財産について、別紙財産目録を配布し諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (6) ○○○○より、○○年度及び○○年度の事業計画並びに活動予算について提案があり、全会一致で可決された。
- (7) ○○○○より、役員の選出について提案があり、理事に○○○○、○○○○、○○○○、監事に○○○○を選出した。また、理事の内より理事長に○○○○、副理事長に○○○○をそれぞれ選任した。なお、役員報酬は該当無しとした。
- (8) ○○○○より、①正会員：入会金○○○円、年会費○○○円、②賛助会員：入会金○○○円、年会費○○○円とする旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
- (9) 議長より設立代表者について諮ったところ、○○○○を選任することが全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

○○年○○月○○日

議 長	○○ ○○	印
議事録署名人	○○ ○○	印
同	○○ ○○	印

収支決算書 記載例

〇〇年度 収支決算書

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇の会

【収入】

(単位：円)

科目	摘要	決算金額
前年度繰越金		90,000
会費	正会員費	20,000
	賛助会員費	30,000
協賛金	〇〇社	30,000
助成金	〇〇助成金	50,000
雑収入	預金利息など	300
当期収入合計		130,300
収入合計		220,300

【支出】

(単位：円)

科目	摘要	決算金額
会議費	総会飲み物代など	1,000
旅費・交通費	〇〇⇒〇〇間 JRバス往復	2,000
消耗品費	事務用品など	30,800
印刷費	会議用資料のコピー代	27,500
慶弔/交際費	香典代	5,000
備品購入費	〇〇購入代	20,000
活動費	〇〇大会開催	20,000
当期支出合計		106,300
次年度繰越金		114,000
支出合計		220,300

NPO 法人設立認証申請 提出書類一覧

NPO 法人を設立する際には、以下の書類をすべて提出する必要があります。

提出書類（部数）	チェック内容	✓
設立認証申請書（1部）	所定の様式を使用しているか（第1号様式）	
	法人の名称、事務所の所在地、目的は定款の記載と同じか	
定款（2部）	記入例を踏まえた内容になっているか	
役員名簿（2部）	氏名・住所は住民票のとおりか	
	役職名、氏名、報酬の有無は設立総会議事録と合致しているか	
就任承諾及び誓約書の写し (役員全員分 各1部)	自署または、押印が確認できるか	
	役職名は、役員名簿の記載と一致しているか	
住民票の原本（各1部）	発行から半年以内のもので、原本か	
社員のうち 10 人以上の者の名簿（1部）	役員が含まれている場合、氏名・住所は住民票と同じか	
確認書（1部）	記載年月日は、設立総会開催日またはそれ以降の日か	
設立趣旨書（2部）	記載年月日は、設立総会開催日またはそれ以降の日か	
設立総会の議事録の写し（1部）	設立総会の開催年月日が申請日から遡って半年以内か	
	役員報酬の有無が、役員名簿の記載と合致しているか	
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）	「事業名」が、定款に記載している事業名と一致しているか	
	「事業費の予算額」計が、活動予算書の事業費計と同額か	
	その他の事業を定めている場合は、その記載があるか	
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）	事業費の支出より、管理費の支出が多くなっていないか	
	「その他の事業」を行う場合は、「特定非営利活動」と「その他の事業」に区別した様式を使用しているか	
	「その他の事業」を行う場合は、「その他の事業」で支出超過になっていないか	

※様式は、市ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/33/4908.html>



市民活動・協働ガイドブック

2020年3月 発行

2023年4月 更新

発行 郡山市

編集 郡山市 市民・NPO活動推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL024-924-3471 FAX024-931-5186

E-mail shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

